

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、大分県文化財保護条例や杵築市文化財保護条例に基づき指定されている建造物については、当該条例に基づき適切に維持・管理する。その他の建造物については、その価値や特性に基づき、適正に維持・管理を行う。

維持・管理は、所有者等が行うことを基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除去に係る市長への届出及び勧告等の規定を活用し、適切に行う。

維持・管理を行ううえで、修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行い、往時の姿への復原を基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物については、積極的な公開活用を図る。公開にあたっては、外部から望見できるような措置を講じるとともに、可能な限り内部の公開に努める。なお、内部の公開は、所有者に支障を与えないよう配慮するとともに、十分な協議を行ったうえで実施する。

2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

(1) 大分県文化財保護条例や杵築市文化財保護条例に指定される建造物

大分県文化財保護条例や杵築市文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、それぞれの条例に基づく現状変更等の許可制度により保存を図る。

これらの建造物の修理は、外観及び内部を対象とした調査に基づく復原を基本とする。なお、文化財の保存活用のために必要な防災上の措置を講ずる場合には、文化財の価値に支障を与えない範囲で行う。

(2) 文化財保護法に基づき登録される建造物(登録有形文化財)

登録有形文化財である建造物は、建造物の外観を主対象とし、文化財保護法に基づき、現状変更等の届出及び勧告、指導、助言を行う。

外観の修理は、現状の維持又は調査に基づく復原を基本とする。建造物の内部についても必要に応じて、所有者や管理者等と協議のうえ、保存に努める。

(3) 歴史的風致の維持向上を図る上で必要かつ重要なものとして市長が認めるもの

指定等文化財でない建造物は、調査を行い、必要に応じて指定文化財や登録有形文化財、景観重要建造物等として、指定又は登録に努める。

これらの建造物の修理は、外観を主対象とし、現状の維持又は調査に基づく復原を基本とする。建造物の内部についても必要に応じて所有者や管理者等と協議のうえ、保存に努める。

3. 届出不要な行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為は次のとおりとする。

【届出不要の行為】

- ①大分県文化財保護条例の規定に基づく大分県指定文化財について、現状変更などの許可申請を行い、又は修理の届出を行った場合
- ②杵築市文化財保護条例の規定に基づく杵築市指定文化財について、現状変更などの許可申請を行い、又は修理の届出を行った場合
- ③文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ④景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合